

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：一般財団法人港区体育協会]

[記載日：令和 8年 5月 1日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
<b>原則 1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。</b>	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>一般財団法人としての港区体育協会に適用される「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」を遵守し、適正に執行しています。</p> <p>引き続き、関係法令を遵守するとともに税理士・司法書士等の指導を受け、指摘事項があった場合は改善していく。</p>	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	—
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p>	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>法令等に則り、適正な事業運営に努めています。</p>	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	B
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>「一般財団法人及び一般財団法人に関する法律」を遵守し、適正に事業運営に当たっています。</p> <p>引き続き、関係法令、定款、各種規程等を遵守するとともに、公益財団法人東京都スポーツ協会並びに港区等による監査等で指摘事項があった場合については、速やかに改善策を講ずるなどして、適正な事業運営を行ってまいります。</p>	

<b>原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。</b>	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>基本方針は未策定ですが、「公益財団法人東京都体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を準用しています。</p> <p>そのため、当面は、本セルフチェックシートを当協会のホームページで公表します。また、今後は当協会の基本方針の策定に向け検討し、ホームページ等で公表できるように、取り組んでまいります。</p>	
<b>原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。</b>	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>現在、組織だつての教育は実施しておりませんが、公益財団法人東京都スポーツ協会等の研修の機会をとらえ、役職員に対し研修案内の周知に努め、積極的に参加するよう働きかけてまいります。</p>	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>コンプライアンスを中心テーマに特化した教育は実施していませんが、コーチングやハラスメントなどについては、大学教授等の講師を招き研修を実施しています。また、他の機関が実施する研修については、案内を入手した場合は、加盟団体を通じて指導者及び競技者等への周知に努めています。</p> <p>今後ともコンプライアンス研修をはじめ、指導者及び競技者にとって必須な研修を充実させて、それぞれの資質向上やレベルアップを図ってまいります。</p>	
<b>原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。</b>	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>会計に関する関係法令を遵守し、不適切な会計処理が生じることのないよう関係帳簿や証拠書類の記載・保管の厳格化に努め、定期的に税理士のチェックを受けています。</p>	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A

<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>国庫補助金の受け入れはありませんが、港区及び公益財団法人東京都スポーツ協会からの補助金・交付金については、公金としての重大性から求められる法令・指針等を遵守し執行しています。</p> <p>引き続き適正な執行に努めると共に、補助金交付者からの新たに要請される対応についても、しっかりと対処してまいります。</p>	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>会計処理にあたっては、透明で適正かつ公正な会計処理の徹底を基本方針とし、事務局内での情報共有に努めます。特に実務処理に当たっては、担当以外の職員の複数人によるチェック体制を取っています。</p> <p>特に現金の授受に当たっては、金庫への保管、管理責任者による鍵の管理、受け渡し簿への記帳、押印の徹底を図っています。</p> <p>今後とも、事務局全体で職員一人ひとりが高度の倫理観をもって、細心の注意を払い、事務処理に努めてまいります。</p>	
<p><b>原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</b></p>	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」等に基づき、毎年、官報に財務状況の決算公告を掲載しています。</p> <p>また、法令には規定がありませんが、当協会広報誌やホームページに収支予算書及び収支決算書や財務状況を掲載し、広くその状況を公表し、公金を取り扱う団体として説明責任を果たします。</p> <p>今後とも、関係法令等に従い、適切に対応してまいります。</p>	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>当協会広報誌やホームページに役員や評議員を公表しています。</p> <p>今後とも、組織運営の透明性を図る観点から、必要と思われる情報を積極的に公開開示に努めてまいります。</p>	

**原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。**

自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか  
(ある場合は下欄に記述)

原則 ■ について

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

原則 ■ について

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

原則 ■ について

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

原則 ■ について

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)